

資格取得や取得資格を活かした就職準備のための資金が借りられます！

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

【募集案内】

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

1. 貸付制度の目的

この制度は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的にしています。

2. 貸付の対象者、貸付内容

(1) 貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 母子家庭高等職業訓練促進給付金または父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）を受給している方。
- ② 山形県に住民登録をしている方
- ③ 高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得し、山形県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方。
- ④ 他の都道府県で本訓練促進資金を借り受けていない方。

※専門実践教育訓練給付金と併用することはできません。

(2) 貸付内容

貸付金額は、次の金額を上限とします。

- ① 入学準備金 500,000 円
高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する際の準備金
- ② 就職準備金 200,000 円
高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関の課程を修了し、資格を取得した方が就職する際の準備金

3. 貸付利子

連帯保証人を立てる場合は無利子です。

連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は年 1.0%の利率です。

なお、返還期限を過ぎた場合は延滞利子（年 3.0%）を徴収します。

4. 連帯保証人

貸付けを希望する方が未成年の場合は、法定代理人（親権または後見人）とします。
連帯保証人は、貸付けを受けた方（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担し、その保証債務は延滞利子を含みます。

5. 返還の免除

借受人が「養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に山形県内において就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事したとき」に貸付金の返還が免除されます。

6. 申請の手続き方法

訓練促進資金の貸付けを希望する方は、高等職業訓練促進給付金の支給手続きを行った福祉事務所の母子・父子自立支援員に相談のうえ、下記の「申請先・問い合わせ先」に申請してください。

- ① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- ③ 住民票謄本（世帯全員のもの）
- ④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金個人情報取扱同意書（様式第2号）
- ⑤ 連帯保証人の収入を証明する書類（任意様式。源泉徴収票等直近の年間収入額がわかるもの）
- ⑥ 養成機関の在学証明書又は合格通知書の写し【入学準備金申請者のみ】
※合格通知書の写しを提出した方が貸付けを承認された場合は、貸付金交付後2週間以内に在学証明書を提出のこと
- ⑦ 養成機関の課程を修了したことを証明する書類【就職準備金申請者のみ】
- ⑧ 当該養成機関を経て取得した資格を証明する書類【就職準備金申請者のみ】
- ⑨ 返信用封筒（角形2号。申請結果通知先住所を記入のこと。）
- ⑩ 連帯保証人がいる場合は、収入印紙（200円）を貸付申請書に貼付し消印してください。

7. 申請の結果

申請書類を審査し、貸付けの決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付けが決定した方には借用書等を提出していただきます。

9. 申請先・問い合わせ先

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31

社会福祉法人山形県社会福祉協議会地域福祉部ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付担当
Tel 023-622-5699

※「6. 申請の手続き方法」に示した各種様式は下記アドレスからダウンロードできます。

<https://www.ymgt-shakyo.org/>

トップページ「主な事業紹介」→「生活福祉資金等の貸付事業」→「様式PDFのダウンロード」をご覧ください。

